



- 10月ころから、住民票の住所にマイナンバーが書留で送付されてきます。年末に向けてマイナンバーを回収することになりますので、「住民票を移していないので、自宅にマイナンバーが届かない」などとタバタに巻き込まれないよう、社員やアルバイトに対して、住民票を現住所に移すよう指示をしておきましょう。

企業における資格・検定等の活用、大学院・大学等の受講支援に関する調査

採用において資格・検定が重視されるのは、正社員の中途採用

- 採用にあたって資格・検定の所持を重視する企業の割合は、正社員の新卒採用で20.0%、正社員の中途採用で37.3%、非正社員の採用で18.5%となり、正社員の中途採用において重視するという回答が最も多くなっています。
- 特に医療・福祉や建設業では、正社員の中途採用の際に資格・検定を重視するという回答が70~80%台に達し、重視する傾向が強く見られます。資格・検定別にみても、「薬剤師」、「看護師」の医薬系の資格・検定や、「一級建築士」は、有資格者を採用することによって取得者を確保するという回答が最も多くなっています。

民間の教育機関での受講を業務命令で実施している企業は9.3%

- このほか「業務命令の受講はないが、会社として支援」という回答企業が13.4%となっています。また、医療・福祉で「業務命令の受講はないが、会社として支援」の回答率が36.6%と、他業種より目立って高くなっています。
- 従業員の大学院、大学、専修学校・各種学校等の民間の教育機関での受講は、「従業員が幅広い知識を習得することができる」「担当業務における専門性を高めることができる」と評価する企業がそれぞれ約3分の1。否定的な評価はごくわずかです。



- 社員を外部の研修に出すことで、知識や技能の習得だけでなく、他社の参加者との意見交換や、自分の実力を社内以外の尺度で振り返らせることができます。知識習得以外の効果も踏まえて、社員研修を企画してみてください。

平成27年度 新入社員「働くことの意識」調査

「人並みに働けば十分」が過去最高 (53.5 %)に

- 日本生産性本部が、平成27年度の新入社員に行った「働くことの意識」調査によると、「就労意識」「生活価値観」「対人関係」では、「同僚が残業していても自分の仕事が終わったら帰る」「友人というより一人である方が落ち着く」が増加し、「収入がよくなっても、やり甲斐のある仕事をしたい」「すこし無理なくらいの目標をたてた方ががんばれる」が減少するなど、全体として職場や仕事へのコミットメントの低下傾向や淡泊な印象が見られ、いわば「サバサバした」傾向が見受けられます。
- また「どのポストまで昇進したいか」については、10年前(平成17年)と比べると、男性では社長という回答は大きく減り(27.0→17.4%)、部長と課長が増加しています。一方女性では、専門職志向が低下(34.1→27.2%)するとともに、部長が増加する(7.2→10.5%)など、女性の昇進志向が高まる傾向が見受けられます。



- 昔のように、男性がガムシャラに働くという時代ではなく、自分の価値観に沿って働きたいという志向は強くなる傾向にあると感じています。会社は定期的な面談を通じて、本人の意向をくみ取っていくことが望ましいです。



【特集】マイナンバー制度⑤

～よくある質問(マイナンバー取得編)

Q 従業員などのマイナンバー(個人番号)は、いつまでに取得する必要がありますか？

- ❑ 従業員にマイナンバーが通知されて以降マイナンバーの取得は可能ですが、マイナンバーを記載した法定調書などを行政機関などに提出する時までには取得すればよく、必ずしも平成28年1月のマイナンバーの利用開始に合わせて取得する必要はありません。
- ❑ 例えば、給与所得の源泉徴収票であれば、平成28年1月の給与支払いから適用され、中途退職者を除き、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。

Q 従業員や金融機関の顧客などからマイナンバー(個人番号)を取得する際は、どのような手続きが必要ですか？

- ❑ マイナンバーを取得する際は、本人に利用目的を明示するとともに、他人へのなりすましを防止するために**厳格な本人確認を行うことが求められます**。
- ❑ 顔写真入りの「個人番号カード」であれば、個人番号カード1枚で番号確認と身元確認の両方を確認できます。10月に送られてくる紙製の「通知カード」や「マイナンバー付きの住民票」により番号確認する場合は、「運転免許証」や「パスポート」等による身元確認でワンセットの本人確認となります。

Q 源泉徴収のために取得した従業員のマイナンバー(個人番号)を社会保険の手続きで利用するなど、ある個人番号関係事務のために取得した特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を別の個人番号関係事務に利用することはできますか？

- ❑ マイナンバーを含む特定個人情報については、**本人の同意の有無にかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはできません**。このため、源泉徴収のために取得したマイナンバーは源泉徴収に関する事務に必要な限度でのみ利用が可能です。
- ❑ なお、従業員からマイナンバーを取得する際には、源泉徴収票だけを指定して取得するのではなく、源泉徴収や健康保険の手続きなど、マイナンバーを利用する事務・利用目的を列挙して明示して取得します。

Q マイナンバーを取得する際、従業員等がマイナンバーの提供を拒んだ場合、どうすればいいですか？

- ❑ 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、**法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください**。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。



気付き日報



ヒューマンイノベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humanijp

受付時間 10:00~17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>